

博物館法のあるべき姿に向けて

著者	鷹野 光行
図書名	日本の博物館のこれからII 博物館の在り方と博物館法を考える
開始ページ	29
終了ページ	32
出版年月日	2020-08-31
URL	http://doi.org/10.20643/00001482



第一部 博物館の役割・機能と博物館法

博物館法のあるべき姿に向けて

お茶の水女子大学名誉教授 鷹野光行

はじめに

平成30年度の文部科学省による社会教育調査の中間報告が公表された。それを受けて博物館についての調査結果が新聞で紹介された。見出しは「博物館の入場者、最多に」「17年度、1億4000万人超」とある。また本文中には「施設数も1287（18年10月時点）と最多を更新した。」の表記がある。ん？そんなものだった？手元にあるICOM京都大会の英文パンフレットには「5,747museums, 277million visits, 2visits a year/person」と紹介されている。別にこの記事を書いた記者さんが誤記をしたのでも、文部科学省の発表が誤りだったわけでもない。この記事を読んだ一般の人はそんなものなのか、と思われることだろう。

次の社会教育調査の折にはこのようなことが生じないようにしていることを強く望む。

博物館の役割

博物館法の改正に向けての議論の前に、言わずもがなのことではあろうが、まず博物館とは何か、という原則を押さえておきたい。

2006年9月29日に文部科学省生涯学習政策局に設けられた「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の設置要綱には、

「博物館は、生涯学習や地域づくりの拠点として様々

な活動を通じて教育、文化の発展に寄与してきたところである。今日、人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、さらに積極的な役割を果たすことが博物館に期待されており、今後、望ましい博物館の在り方を探るとともに、それを実現するための条件整備等を推進する必要がある。

このため、博物館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における博物館の在り方について調査・検討を行う「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下「協力者会議」という。）を設ける。」

として、

- (1) 博物館法の博物館について
- (2) 博物館登録制度の在り方等、博物館評価について
- (3) 学芸員資格制度の在り方について
- (4) その他

を調査研究事項に挙げた。この協力者会議での検討結果はその後の日本博物館協会における「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」にも反映されているものであるが、改めて協力者会議が示した方向性を確認しておきたい。現時点からするとすでに10年以上を経てはいるがここに示された問題意識と指摘はなお変わるものではない。

協力者会議の第一次報告書『新しい時代の博物館制度の在り方について』（平成19年6月）で、博物館に求められる役割を「集めて、伝える」博物館の基本的な活動に加えて、市民とともに「資

料を探求」し、知の楽しみを「分かちあう」博物館文化の創造へ。」と述べ、「2 博物館法上の博物館の定義の在り方」は、

「○博物館の基本的定義は「資料の収集保管，展示による教育，調査研究」を一体として行っていること。

○現行博物館法は，多様な博物館像を許容する一方，登録基準では，実物資料を重視。

○登録博物館に必要とされる「資料」や「調査研究」の内容は，館種や設置目的によって判断。」

と指摘している。昨今いわれているような観光への寄与など，目先の要求にとらわれず，日本の博物館の本質とも考えるこれらの指摘を踏まえてさらに検討を進めていただきたい。

筆者は協力者会議の第7回の会議（平成18年3月8日）に際し，改正が図られるであろう博物館法に記載されることをめざして，次のような博物館の定義案を提示した。

「有形・無形を問わず人間の成果および環境に関する資料を収集し，保存し，資料や博物館に関する調査や研究を行い，展示や教育活動によってその成果を示すとともに，人々に学びの場や娯楽の場を提供する機関である」

この見解は後に若干の修正を加えて全日本博物館学会による『博物館学事典』（2011年，雄山閣）の「博物館」の項に書き込んでいる。この表現は2007年8月改定のICOM規約の「第3条用語の定義 第1項博物館」にある「博物館とは，社会とその発展に貢献するため，有形，無形の人類の遺産とその環境を，研究，教育，楽しみを目的として収集，保存，調査研究，普及，展示をおこなう公衆に開かれた非営利の常設機関である。」によく似てしまった。言い訳めいてしまうが，ICOMとは全く別に考えたものあることを断っておきたい。

博物館には社会から託された役割がある。その

役割は，どのような部署が所管することになっても，これは博物館が博物館である限りは，その役割を果たさなければならない。

その役割を，博物館の機能として私は資料の「収集・保管」，そして，資料や博物館などについての「調査・研究」をすること，そして，博物館資料を通じての「展示・教育」とまとめている。

このどの機能も確実に果たしていくのが博物館であり，どこかの機能に重点を置いて活動を行っていくということはあっても，どこかの機能だけを果たす，つまり，収集して保管することだけを行うとか，あるいは，展示発表だけを行うというようなところは，これは博物館ではない。

この3つにまとめた機能は，どの機能が一番肝心だとかいうことはない。これらに優劣はないはずだ。博物館は資料を収集・保管し，調査・研究を行い，展示などを通じて教育活動を行う，この3つを全部やっているところなのである。ただ，博物館の成り立ちを振り返ってみると，まず，何らかの形で資料の収集があり，それが公開され，さらに資料の研究を経て，資料によつての教育的活動が展開されていくという大まかな歩みがある。それを踏まえてみると，現代社会における新しい博物館の特色は資料，つまり，ものを通じての教育活動を行うところにあると考えられる。

これまで，我が国で博物館に関する制度が教育体系の中に置かれていたということは，その意味では正しい位置づけだったわけで，所管する官庁が文化庁となってもそれは変わることはない。

これは，別に我が国だけのことではなく，平成18年9月に文部科学省に設置された「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」の報告書においても取り上げているように，イギリスにおいては，1997年のイギリス文化遺産省委嘱報告書の「共通の富～博物館と学習～」の中で「博物館は公共サービスの機関であり，その中核

に教育を置く」とする見解がしめされているし、アメリカにおいても1992年のアメリカ博物館協会の報告書、「卓抜と均等：教育と博物館がもつ公共性の様相」の中に、「公共サービスと教育こそ博物館存立の基盤である」という見解が示されている。私も今日博物館に最も期待される役割は、教育機能を発揮することにあると考える。

言いかえれば、今日の博物館の最も肝心な役割というのは、教育機関として、生涯学習のための機関としてのそれであって、今なすべきことは、このような博物館の機能と、博物館への期待をしっかりと把握して、生涯学習社会への確立への歩みを進めることにあるのではないか。

少し前の大臣発言の背景としてあったような、博物館への、学芸員の配置や予算措置も十分でないような現状の中での過剰な役割を求める動向がある。博物館は、すでにこれまでもまちづくり、あるいは観光等への役割を果たしてきているのではないか。博物館の本来なすべき機能がまっとうされていけばその延長上に、まちづくりや観光へのかかわりも生じてくることになる。

ことに、生涯学習社会の確立を進める中で、これまで、まちづくりは人づくりという言葉が使われてきたように、生涯学習機関としての博物館がその教育活動を通じて、まちづくりに寄与してきたことは言うまでもない。最近では観光への寄与ということが盛んに言われるが、博物館がその地域の情報の発信を使命とすることは、これまでも当然果たしてきた役割の中にあつたことなのである。

博物館の所管をめぐる

このような期待と役割を担うべき博物館は十分にその期待を役割にこたえているだろうか。応えられていない博物館もあることは否めまい。その

原因にはヒトとカネが十分ではないから応えられないという事情がある。その点で博物館側からすると、教育委員会の枠の中にいるよりも、首長部局のほうが、例えば活動のために予算を獲得できるかもしれない、そういう期待がもたれるというところがあるかもしれない。しかし博物館活動への理解を、首長が正しくしっかりと持っていれば、教育委員会であろうが首長部局で所管されようが、予算への配慮もされることになるだろうし、無理解な首長部局にいることによって、上に述べたような博物館の本質的な役割と活動に制約を受けるところになっては何の意味もない。

また、学芸員という職は本来、専門職であるから、首長部局に置かれると、専門職としての位置づけが曖昧になってしまわないか。人事異動においても、容易に他組織に移りかねないということが懸念される。地域の事情に任せることはあり得るとしても、一律に博物館を教育委員会の所管でなくするというときには、懸念を持たざるを得ない。

その点で、博物館の本質的な意味と活動の保証を考慮するならば、やはり、首長が変わることで対応が変わることが起こり得る首長部局の所管よりも、教育委員会のような、建前としては独立性を持つ部局に所管を任せることが望ましいだろう。

教育委員会の所管については、これは博物館の登録制度の問題との兼ね合いがあるわけで、所管が教育委員会でもなくともよいということではなく、これまで協力者会議の報告でも、また、日博協の報告でも述べられているが、博物館のさらなる水準の向上のための制度となることが期待される博物館登録制度、これをさらによりよいものとするために、教育委員会所管であろうが国立であろうが大学附属であろうが、全て一つの制度のもとにおけるようにしていきたいものである。

おわりに

昨年の博物館行政の文化庁への移管で国立の博物館も公立・私立の博物館も行政上は文化庁が扱うこととなって所管の一本化が図られたようなところもあるが、まだ大学博物館の所管のことや国立でも独立行政法人人間文化研究機構のもとにある博物館という名称を持つ研究機関の扱いなど、一本化にはまだほど遠いところにあると思う。た

だこれはあまり大きな課題ではないかもしれない。要は、冒頭に触れたような一般の人たちに「誤解」を与えかねないような事態が生じないような博物館の制度の在り方を求めたいのである。もう私に関わることはないだろうが、博物館学の授業で、学生に「わが国には制度面では博物館をいう名を持っていても博物館ではないところがたくさんある」などという説明をしなくとも良いような制度となることを望む。 (2019年8月7日)